

岩手県告示第261号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和4年4月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年3月23日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 佐々木建築
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市川岸一丁目12番30号
 - ウ 代表者の氏名 佐々木健司
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第4474号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年3月22日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和4年3月29日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社アシスト
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市下飯岡19地割21番地2
 - ウ 代表者の氏名 齋藤元章
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-30）第20960号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年3月28日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和4年3月25日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社翔建設
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市松園町373番地12
 - ウ 代表者の氏名 渡邊幸二
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-2）第40231号
 - (3) 処分の内容 左官工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年3月24日付けで左官工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和4年3月2日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 興国設計株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢大手町三丁目59番地
 - ウ 代表者の氏名 阿部義雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-3）第60043号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、さく井工事業及び水道工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年3月2日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、さく井工事業及び水道工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和4年3月29日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社はやし工業

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町阿子木第12地割33番地230

ウ 代表者の氏名 十文字健助

エ 許可番号 岩手県知事許可(般一1)第140147号

(3) 処分の内容 塗装工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年3月7日付けで塗装工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。